

欧州におけるブランドプロモーション及び輸出拡大支援業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 2 月 24 日

産業労働部営業局長

1 業務の概要

(1) 業務名

欧州におけるブランドプロモーション及び輸出拡大支援業務委託

(2) 業務の目的

長野県では、グローバル・マーケットにおいて長野県のブランド価値を訴求し評価を得ることで、世界水準の NAGANO ブランドの構築及び定着を目指す、グローバル・ブランドプロモーションを展開しており、中でも歴史・文化・伝統への造詣が深い欧州を足掛かりとした活動に取り組んでいる。その一環として、欧州において体験の場を創出するとともに、情報発信やビジネスネットワークの構築を行うことにより、NAGANO ブランドの認知拡大及び付加価値の向上を図る。

(3) 業務内容

ア フランスを中心とした欧州での「体験の場」の企画、運営等によるビジネスネットワークの構築

(ア) 「体験の場」の企画・運営

(イ) 新規長野ファンの発掘・育成

(ウ) オウンドメディア掲載用コンテンツ制作

イ 長野県産品の輸出拡大支援策の展開

(ア) フランスからのバイヤー（食品及び酒類）招へい商談会及び現地イベントの開催

ウ 世界水準の NAGANO ブランドの構築・定着に向けたロードマップの作成

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 事業実施体制

業務フローとそれぞれの役割に加え、本事業に関わる体制を具体的に図説すること。また、実績があれば明示すること。

イ 本事業を戦略的に行うための実施計画

ウ 欧州経済界のリーダー層をターゲットとし、昨年度までに関係を構築した長野県出身シェフ等の協力を得た「体験の場」の企画案（内容・場所・期間等）

エ 「体験の場」の企画により構築したネットワークを活かした営業フォローアップ体制及び計画

オ 長野県や長野県産品に興味を抱きそうな、フランスをはじめとした欧州諸国のキーパーソンに対する長野県 PR 及び誘致の手法・具体案

オ フランスからのバイヤー（食品及び酒類）招へい商談会及び長野県産品を取り扱うフランス国内の小売店等を活用した現地イベントの企画案（内容・場所・期間等）

カ ライター及びカメラマンの実績

キ 同類事業実績とその解説

ク 事業全体の実施スケジュール

ケ その他自由提案

(6) 業務の実施場所

欧州及び日本国内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月15日

(8) 費用の上限額

16,818,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(3)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式第3号）

② 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式（様式第3号の附表）

③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県産業労働部営業局 海外戦略推進担当
(担当) 南
電話 026-235-7248
メール minami-ayumu-r@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年3月6日（金）午後4時30分まで

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3（2）に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（2）の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（2）①）の3日前までに、書面により産業労働部営業局長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（2）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く）。

(6) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3（2）に同じ。

(2) 受付期間 令和8年3月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く）。

(3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。

(4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。

- (5) 回答方法 産業労働部営業局長が求める企画提案項目に係る質問並びに企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問及び仕様に影響する質問について、令和8年3月23日(月)までに全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。
- 個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)

企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成してください。

② 経費見積書(様式第8号の附表2)

経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。なお、経費の合計額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください(円未満切り捨て)。また、業務ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載してください。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年3月26日(木)午後4時30分まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで)

② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出部数 6部(原本1部、コピー5部)※持参、郵送の場合

④ 提出方法 持参、郵送又はメールによる提出とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(3) 企画提案の選定基準

別紙「審査基準」参照

(4) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の選定に当たっては、欧州におけるブランドプロモーション及び輸出拡大支援業務企画提案審査委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより以下のとおり審査を行いますので、出席してください。

② ただし、5者以上から企画提案書の提出があった場合は、以下の方法により書類選考を実施し、プレゼンテーション審査に参加していただく5者を選出します。

ア 委員が企画提案書の内容を審査し、項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A:非常に優秀 B:優秀 C:普通 D:やや劣る E:劣る

審査項目ごとの評価点は、上記(7)の満点に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数(A:1.0、B:0.8、C:0.6、D:0.4、E:0.2)を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

イ 各委員の点数を総計し、上位5者をプレゼンテーション審査対象者として選定します。

なお、5位に同点者が出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断によりプレゼンテーション審査対象者を選定します。

③ プレゼンテーション審査では、以下の方法により委託候補者を選定します。

ア 委員がプレゼンテーションの内容を審査し、項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

審査項目ごとの評価点は、上記（7）の満点に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

イ 各委員の点数を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。なお、最高得点者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

④ プレゼンテーションの実施日時

開催日時：令和8年4月6日（月）午後

※実施方法及び時間については参加者に個別に連絡します。オンライン開催を想定しています。

（5）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

（6）非選定理由に関する事項

① （5）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（2）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く）。

（7）その他の留意事項

① 企画提案書は複数案提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後4時30分まで）

に、見積書（様式第 14 号）により産業労働部営業局長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3 (2) と同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込及び提案内容に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。